

愛媛県立子ども療育センター空調設備機器保守点検業務仕様書

この仕様書は、愛媛県立子ども療育センター空調設備機器の保守点検業務について、次のとおり定める。

記

1 保守点検業務の対象とする空調設備機器

(1) 所在地

東温市田窪2135番地 愛媛県立子ども療育センター

(2) 設置機器及び台数

別添「空調設備機器保守点検内訳書」のとおり

2 保守点検業務の内容

(1) 乙は、別添「空調設備機器保守点検内訳書」の作業内容を実施するとともに、作業中において、当該空調設備機器に故障等障害が発生した場合には、甲の要請により、乙は速やかに補修等の適切な措置を講じるものとする。

(2) 点検業務を行った結果、乙が補修を必要と認める場合は、甲は、乙の報告に基づき、協議のうえ必要な対策を講じるものとする。

(3) フロン排出抑制法の対象となる業務用空調機器について、乙は、必要の都度、点検整備記録簿を更新し、甲に提出するものとする。

3 経費負担の区分

乙の責めによるものを除き、次の負担区分によるものとし、その他は甲乙協議のうえ決定する。

(1) 甲の負担

天災など、甲乙いずれの責めにも帰さない事由により生じた故障等にかかる経費

(2) 乙の負担

ア 保守点検業務を行う際に必要な機器及び雑材・消耗品費

イ 保守点検内訳書に含まれる部品及び取替え費

4 一般留意事項

(1) 保守点検業務は、必要に応じ、甲の職員が立会のうえで行うものとする。

(2) 保守点検業務を行うにあたり、乙は、甲の業務に支障のないよう事前に甲に協議し、承認を得るものとする。

(3) 本仕様内容に疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

5 保証

保守点検完了後、当該業務に起因して不具合が生じた場合、乙は速やかに無償修復を行うものとする。

6 特記事項

本仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業であって、関係法律を遵守するため、また、設備の管理保全及び事故防止上、甲が必要と認めた作業については、乙は、契約金の範囲内において、これを行うものとする。